部長及び参事官
殿
所　　属　　長

生企発第６２号
令和６年１月31日
30年保存（口訓）
本　　部　　長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領についての一部改正について
（通達甲）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく管理者講習及び調査業務の実施に関し「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領について（通達甲）」（平成28年６月22日生企発第575号）を定めているところであるが、当該通達甲の一部を別記のとおり改正し、令和６年２月５日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、改正要点は次のとおりである。

（一部改正の要点）

１　講師及び調査員の要件の見直しを行ったこと。

２　別記第13号様式から別記第17号様式までの調査項目及び備考について、所要の改正を行ったこと。

３　用語の整理を図ったこと。

新旧対照表

新	旧
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領について（通達甲）（抜粋） 別添 管理者講習及び調査業務の実施要領 第３　講師及び調査員の要件等 １　要件 (1)　講師の要件 講習に従事する者（以下「講師」という。）は、普通乗用自動車を運転することができる資格を有する者でなければならない。ただし、生活安全企画課長（以下「生企課長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。 (2)　調査員の要件 調査業務に従事する者（以下「調査員」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。ただし、生企課長が特に認めた場合は、この限りでない。 ア　普通乗用自動車を運転することができる資格を有すること。 イ　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当せず、また、調査員として不適当と認められる事由がないこと。 ２～６　略 第４　講習 １～４　略 ５　講習手続等 (1)　事前準備 ア　略 イ　講習の通知 (ｱ)　生企課長は、規則第40条第１項の規定により、講習の実施予定期日の30日前までに、防犯協会を通じて、当該講習を行おうとする風俗営業者等に対して規則別記様式第16号又は別記様式第46号の管理者講習	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領について（通達甲）（抜粋） 別添 管理者講習及び調査業務の実施要領 第３　講師及び調査員の要件等 １　要件 (1)　講師の要件 講習に従事する者（以下「講師」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。ただし、生活安全企画課長（以下「生企課長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。 ア　年齢が45歳以上65歳未満であること。 イ　普通乗用自動車を運転することができる資格を有すること。 (2)　調査員の要件 調査業務に従事する者（以下「調査員」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。ただし、生企課長が特に認めた場合は、この限りでない。 ア　年齢が45歳以上65歳未満の者であること。 イ　普通乗用自動車を運転することができる資格を有すること。 ウ　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当せず、また、調査員として不適当と認められる事由がないこと。 ２～６　略 第４　講習 １～４　略 ５　講習手続等 (1)　事前準備 ア　略 イ　講習の通知 (ｱ)　生企課長は、規則第40条第１項の規定により、講習の実施予定期日の30日前までに、防犯協会を通じて、当該講習を行おうとする風俗営業者等に対して規則別記様式第16号又は別記様式第46号の管理者講習

通知書（以下「通知書」という。）により通知するものとする。
なお、通知書の記載については、次の点に留意するものとする。
a　講習を行う日時
講習実施期日及び時間が明らかになるように記載すること。
（例）○○○年○月○日（○曜日）
午後○時から午後○時まで
b・c　略
(ｲ)　略
ウ　略
(2)・(3)　略
第５　調査業務
１　調査を委託する署
調査を防犯協会に委託する署は、高知署、高知南署及び高知東署とする。
２　実施方法
(1)・(2)　略
(3)　結果回答
ア　調査を委託した管轄署長は、防犯協会に対し、調査結果を別記第11号様式の調査実施結果回答書（以下「回答書」という。）により回答させるものとする。
イ　回答書は、調査の種別に応じて、次の書類を添付するものとする。
(ｱ)　略
(ｲ)　承認に係る調査
a　別記第12号様式の構造設備に関する調査結果
b　別記第13号様式から別記第17号様式までの構造設備調査表のうち、営業の種別に応じて作成したもの
c　略
(4)　略
３　調査実施上の留意事項
調査を委託した管轄署長は、許可又は承認の可否に直接影響を及ぼす調査業務の重要性を鑑み、調査員に対して次の事項を徹底させ、厳正公平な調査業務が行われるよう努めるものとする。
(1)～(4)　略
４　略

通知書（以下「通知書」という。）により通知するものとする。
なお、通知書の記載については、次の点に留意するものとする。
a　講習を行う日時
講習実施期日及び時間が明らかになるように記載すること。
（例）平成○年○月○日（○曜日）
午後○時から午後○時まで
b・c　略
(ｲ)　略
ウ　略
(2)・(3)　略
第５　調査業務
１　調査を委託する署
調査を防犯協会に委託する署は、高知警察署、高知南警察署及び高知東警察署とする。
２　実施方法
(1)・(2)　略
(3)　結果回答
ア　調査を委託した署長は、防犯協会に対し、調査結果を別記第11号様式の調査実施結果回答書（以下「回答書」という。）により回答させるものとする。
イ　回答書は、調査の種別に応じて、次の書類を添付するものとする。
(ｱ)　略
(ｲ)　承認に係る調査
a　別記第15号様式の構造設備に関する調査結果
b　別記第16号様式から別記第20号様式までの構造設備調査表のうち、営業の種別に応じて作成したもの
c　略
(4)　略
３　調査実施上の留意事項
調査を委託した署長は、許可又は承認の可否に直接影響を及ぼす調査業務の重要性を鑑み、調査員に対して次の事項を徹底させ、厳正公平な調査業務が行われるよう努めるものとする。
(1)～(4)　略
４　略

別記

第13号様式（第５関係）

構造設備調査表 （１号営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
7	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
略			

注　略

第14号様式（第５関係）

構造設備調査表 （2号営業・特定遊興飲食店営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等		別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確

別記

第13号様式（第５関係）

構造設備調査表 （１号営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
7	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること（騒音については、スピーカーの音量の測定箇所とその数値との関係を明示すること。）。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果のとおり
略			

注　略

第14号様式（第５関係）

構造設備調査表 （2号営業・特定遊興飲食店営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等		別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果のとおり

7	に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第６条に規定する数値（特定遊興飲食店営業にあっては、条例第25条に規定する数値）に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	認結果のとおり
略			

注　略

第15号様式（第５関係）

構造設備調査表 （３号営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
略			

注　略

7	に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第６条に規定する数値（特定遊興飲食店営業にあっては、条例第25条に規定する数値）に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること（騒音については、スピーカーの音量の測定箇所とその数値との関係を明示すること。）。	□適 □否	
略			

注　略

第15号様式（第５関係）

構造設備調査表 （３号営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること（騒音については、スピーカーの音量の測定箇所とその数値との関係を明示すること。）。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果のとおり
略			

注　略

第16号様式（第５関係）

構造設備調査表 （４号営業関係）	略

調査事項		調査結果	備考
略			
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
略			

注１～３　略

第17号様式（第５関係）

構造設備調査表 （５号営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定す	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり

第16号様式（第５関係）

構造設備調査表 （４号営業関係）	略

調査事項		調査結果	備考
略			
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること（騒音については、スピーカーの音量の測定箇所とその数値との関係を明示すること。）。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果のとおり
略			

注１～３　略

第17号様式（第５関係）

構造設備調査表 （５号営業関係）	略

調査項目		調査結果	備考
略			
	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第６条に規定す	□適	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果のとおり

	る数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。		
略			

注　略

5	る数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること（騒音については、スピーカーの音量の測定箇所とその数値との関係を明示すること。）。	□否	
略			

注　略